

高須輪中土地改良区理事長 様

住所
転用組合員 氏名 印

住所
転用関係者 氏名 印
電話番号 ()

農地転用等の通知及び意見書の交付願

このたび下記の土地につき、農地法第 条の規程による (許可を申請) 届出 にあたり、

地区除外等処理規程第2条の規程に基づきあらかじめ通知します。

なお、貴土地改良区地内の土地(受益地)については、同規程第7条の決済金を所定の方法により納付し、第3条の申し入れ事項等については、別記確約事項を遵守し履行いたしますので、当該申請書に添付すべき意見書を交付されたく申請します。

記

1. 土地 岐阜県海津市

| 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 用途 | 面積 | 転用面積 | 転用目的 | 転用予定年月日 |
|----|---|----|----|----|----------------|----------------|------|---------|
| | | | | | m ² | m ² | | |
| | | | | | m ² | m ² | | |
| | | | | | m ² | m ² | | |

2. 権利の種類 [売買 賃借]

3. 農業委員会(都道府県知事)に (転用許可申請書) 転用届出書 を提出しようとする日

令和 年 月 日

本件確認済

令和 年 月 日 地区理事又は総代氏名 印

4. 農地転用に対する確約事項

1. 農地転用に伴い残存農地のかんがい排水に支障のなきよう留意し、これに必要な工事を施工します。
2. 農地転用により貴土地改良区の事業、運営に支障を与えた場合は、損害補償の責を負います。
3. 転用地使用者の責に帰すべき事由により土地改良施設を損傷した場合は、貴土地改良区の指示を受けこれを補う施設を施します。
4. 転用地使用者が残存農地の農作物を害した時は、損害補償の責を負います。
5. 汚濁水及び汚濁物を水路へ流出致しません。
6. 転用地が水路敷地に隣接する場合、工作物は水路敷境界より50センチメートル以上控えます。
ただし、やむおえない場合は、貴土地改良区と協議するとともに工作物を設置した場合は、完了報告を提出します。
7. 転用地がパイプライン区域内については、別紙誓約書(様式第5-1号)を提出し遵守します。
8. 貴土地改良区が、維持管理する排水路の施設を妨げないため、別紙誓約書(様式第5-2号)を提出し、貴土地改良区の指示にしたがい必要な措置をします。
9. 建築確認申請をする場合は、貴土地改良区に排水許可書(様式第6号)を申請します。
10. 国費、県費及び同補助金が農地転用に起因し、返還を命ぜられた場合は、当該転用地に相当する分担金及び貴土地改良区自己資金は、転用組合員又は転用関係者において納付します。
11. 転用地の所有権又は賃借権を、第三者に譲渡する場合は、本確約の履行を継承します。
12. 当該転用地が、将来貴土地改良区の事業(国県営・団体営事業等の土地改良業務をいう。)の事業用地として必要となった時は、事業に支障のないよう全面的に協力促進します。
13. この確約事項に違背した場合は、いかなる処置に対しても異議を申し立てることなく全責任を負います。

令和 年 月 日

地 区 除 外 申 請 書

令和 年 月 日通知に係る土地につき、農地法による許可を受け、

令和 年 月 日以降にこれを転用するので、土地改良区の地区から除外されたく申請します。

住 所

転用組合員

氏 名 _____ 印

住 所

転用関係者

氏 名 _____ 印

高須輪中土地改良区理事長 様

農地転用に関する計画書

(1) 転用申請地の所在及び面積

(2) 申請者の住所・氏名

(3) 申請地における事業計画

(4) 添附書類

1. 位置図(50,000分の1)
2. 公図写
3. 詳細図(転用地附近2,000分の1)
4. 事業計画図(建物配置図及び排水計画図)

※記載要領

1. 面積欄には、申請地が2筆以上の場合は、その合計面積を記入すること。
2. 住所・氏名欄には、転用後の所有者を記入すること。
3. 事業計画は、転用後における事業の目的及び施設を造成するときは、その施設の概要並びに当該事業の用排水計画を記載すること。
4. その他参考事項があれば記載すること。

誓約書

(給水栓の撤去・移設)

高須輪中土地改良区理事長 様

転用関係者

住 所

氏 名

印

電話番号 () -

1 土地

市 町

2 転用目的

3 誓約事項

(1) 転用地に設置されている給水栓等の水利施設は、貴土地改良区の指示に従い、当方の責任、負担において 撤去 ・ 移設 します。

(2) 転用地の造成・建築等の際に農業用水管を横断又は水路用地を使用する場合は、別途貴土地改良区に協議し指示に従います。

(3) 転用地に隣接する公共用地の地下1.2m付近に農業用水管が埋設されていることは承知していますので、この管に負担がかからないよう配慮して造成、建築等を行います。

(4) 当方の不注意に起因し水利施設に損傷を与えた場合は、貴土地改良区の指示に従い当方の責任、負担において速やかに修復します。

(5) 給水管の撤去及び移設時期

令和 年 月 日頃

工事着手、完了の際は貴土地改良区及び地区理事又は総代へ届出し、指示または検査を受けま

す。

工事写真(工事着工前、埋め戻し完了)は工事完了後に届出ます。

(6) その他、貴土地改良区及び地区理事又は総代の指示に従います。

誓約書

(排水路等の法面保護)

高須輪中土地改良区理事長 様

転用関係者

住 所

氏 名

印

電話番号 () -

1. 土地 市 町
2. 転用目的
3. 誓約事項

(1) 転用地に隣接している排水路等の水利施設は、貴土地改良区の指示に従い、当方の責任、負担において排水路法面の保護をします。

(2) 転用地の造成・建築等の際に農業用排水路を横断又は水路用地を使用する場合は、別途貴土地改良区に協議し指示に従います。

(3) 当方の不注意に起因し水利施設に損傷を与えた場合は、貴土地改良区の指示に従い当方の責任、負担において速やかに修復します。

(4) 貴土地改良区が排水路法面の保護を必要とされる場合の施工時期

令和 年 月 日頃

工事着手、完了の際は貴土地改良区及び地区理事又は総代へ届出し、指示または検査を受けま

す。
工事写真(工事着工前、埋め戻し完了)は工事完了後に届出ます。

(5) その他、貴土地改良区及び地区理事又は総代の指示に従います。